



福岡医発第 3146 号 (総)  
令和 6 年 3 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

### 麻薬及び向精神薬取締法の遵守について

今般、福岡県保健医療介護部長より、県内において医師や獣医師による麻薬の不正譲渡譲受、麻薬施用者免許のない医師による麻薬施用や麻薬処方せんの交付及び麻薬小売業者による麻薬の不正譲渡事案が別添違反事例その 1～4 のとおり発生した旨、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

貴会におかれましては、本件についてご了知いただきますとともに、下記留意事項及び麻薬の適正な取扱いの徹底について貴会会員への周知方ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 留意事項

- (1) 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならないこと。(法第 27 条第 1 項)
- (2) 麻薬施用者免許に関することは、麻薬施用者個人が自ら免許の有効期間等の把握に努めるなど、勤務する業務所に任せきりにせず、自己の責任で適切に管理すること。
- (3) 麻薬処方せんには、一般の処方せんの記載事項に加えて、麻薬施用者免許番号や患者の住所を記載する必要があること。(法第 27 条第 6 項)
- (4) 麻薬小売業者は、麻薬処方せんに記載すべき法定要件を満たす麻薬処方せんによらなければ、麻薬を患者に譲り渡しできないこと。(法第 24 条第 11 項)
- (5) 麻薬は、薬局、病院、診療所等の間の貸し借りはできないこと。  
(法第 24 条、第 26 条第 3 項)

以上

---

小郡三井医師会より

麻薬・向精神薬担当理事 橋本朋也  
会長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(薬務課麻薬係)

麻薬及び向精神薬取締法の遵守について（通知）

薬務行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療機関等における麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）の遵守については、従前よりお願いしているところですが、今般、県内において、医師や獣医師による麻薬の不正譲渡譲受、麻薬施用者免許を有さない医師による麻薬の施用や麻薬処方せんの交付、麻薬小売業者による麻薬の不正譲渡の違反事例が下記のとおり発生しています。

これらの違反事例は、麻薬の取扱いに関して当然遵守すべき事項が履行されなかったことに起因するものであり、麻薬の適正使用及び管理徹底を期するための免許制度の根幹に関わるものです。

つきましては、下記事項に御留意のうえ、麻薬の適正な取扱いの徹底について、貴会員に改めて御周知いただき、同様な事案の未然防止に努めるようお願いいたします。

記

1 留意事項

- (1) 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならないこと。（法第 2 7 条第 1 項）
- (2) 麻薬施用者免許に関することは、麻薬施用者個人が自ら免許の有効期間等の把握に努めるなど、勤務する業務所に任せきりにせず、自己の責任で適切に管理すること。
- (3) 麻薬処方せんには、一般の処方せんの記載事項に加えて、麻薬施用者免許番号や患者の住所を記載する必要があること。（法第 2 7 条第 6 項）
- (4) 麻薬小売業者は、麻薬処方せんに記載すべき法定要件を満たす麻薬処方せんによらなければ、麻薬を患者に譲り渡しできないこと。（法第 2 4 条第 1 1 項）
- (5) 麻薬は、薬局、病院、診療所等の間の貸し借りはできないこと。（法第 2 4 条、第 2 6 条第 3 項）

## 2 違反事例

### (1) 麻薬施用者免許を有さない医師による麻薬の施用及び麻薬小売業者による麻薬の不正譲渡（その1）

麻薬管理者免許のみ有する医師が、複数の患者に麻薬を院内で施用のため交付した。また、複数の患者に麻薬処方せんを交付し、麻薬小売業者は、処方せんに麻薬の免許番号が記載されていることを確認したが、麻薬施用者免許番号（麻薬施用者免許番号は7桁の数字、麻薬管理者免許番号は6桁の数字）ではないことに気付かずに麻薬を調剤し、患者に交付した。

### (2) 麻薬施用者免許を有さない医師による麻薬の施用及び麻薬小売業者による麻薬の不正譲渡（その2）

年末まで他の医療機関に勤務していた医師（麻薬施用者）が、新年から別の診療所で勤務を開始した。従前勤めていた医療機関において更新手続きを行っておらず、医師も期限が切れていることを認識していなかったため、麻薬施用者免許の有効期限が切れているにもかかわらず、麻薬処方せんを交付した。麻薬小売業者は、麻薬施用者の免許番号の確認が徹底されず、有効期限が切れていることに気づかずに、患者に交付した。

### (3) 麻薬施用者による麻薬の不正譲渡譲受（その1）

複数の飼育動物診療施設が合同で開催した手術会において、A 飼育動物診療施設の獣医師（麻薬施用者）は持参予定であった麻薬を忘れたため、B 飼育動物診療施設の麻薬を使用し、その補充として、後日、A 飼育動物診療施設からB 飼育動物診療施設へ麻薬を返却（譲渡）した。

### (4) 麻薬施用者による麻薬の不正譲渡譲受（その2）

A 医療機関の医師（麻薬施用者）は緊急で麻薬が必要となり、在庫が不足していたため、麻薬卸売業者へ発注したが、配達が間に合わなかった。このため、A 医療機関の医師は、知人の B 医療機関の医師（麻薬施用者）に貸出を依頼し、麻薬を譲受した。後日、A 医療機関の医師は、麻薬卸売業者から購入した麻薬を B 医療機関の医師へ返却（譲渡）した。

(参 考)

【麻薬及び向精神薬取締法】

○ 法第24条（譲渡し）

麻薬営業者（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸業者、麻薬卸業者、麻薬小売業者）でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。

○ 法第26条第3項（譲受）

麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第二十四条の規定により禁止される麻薬の譲渡の相手となつてはならない。

○ 法第5条（免許の有効期間）

麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日（注：免許の始期の意味）からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。

※ 福岡県の麻薬施用者免許番号は、7桁。免許番号の上2桁は、免許の始期の日が属する年（西暦）の下2桁となっている。

| 免許の始期の日                | 免許番号の上2桁          | 有効期間             |
|------------------------|-------------------|------------------|
| R4. 1. 1～R4. 12. 31 の間 | 第 2 2 ・ ・ ・ ・ ・ 号 | 免許の始期～R6. 12. 31 |
| R5. 1. 1～R5. 12. 31 の間 | 第 2 3 ・ ・ ・ ・ ・ 号 | 免許の始期～R7. 12. 31 |
| R6. 1. 1～R6. 12. 31 の間 | 第 2 4 ・ ・ ・ ・ ・ 号 | 免許の始期～R8. 12. 31 |

○ 法第27条第1項（施用、施用のための交付及び麻薬処方せん）

麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、もしくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

○ 法第27条第6項（施用、施用のための交付及び麻薬処方せん）

麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名（患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称）、麻薬の品名、分量、用法用量、自己の氏名、免許証の番号その他厚生労働省令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしなければならない。

「麻薬処方せんの記載事項」

- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
  - ② 患者の住所（患者にあつては、その所有者又は管理者の住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）
  - ③ 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
  - ④ 処方せんの使用期間（有効期間）
  - ⑤ 処方せん発行年月日
  - ⑥ 麻薬施用者の記名押印又は署名、免許番号
  - ⑦ 麻薬診療施設の名称、所在地
- ただし、院内処方せんの場合には、上記の②、④、⑦の事項を省略できる。

○ 法第24条第11項（譲渡し）

麻薬小売業者は、麻薬処方せん（第27条第3項又は第4項の規定に違反して交付されたものを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

「薬局における麻薬管理マニュアル」

（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

麻薬処方せんの記載事項のうち、麻薬施用者の免許番号、患者の住所については、一般の処方せんにはない項目であるので、麻薬小売業者において、麻薬処方せんを受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認すること。